

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿
(閉会中)

委員会名	議会広報特別委員会			
開会日時	2023年11月2日 8時59分 開会			
	2023年11月2日 12時02分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	委員定数6名中、出席者6名			
出席委員	新田 和明	田邊 介三	—	
	南澤 克彦	山本 数博	武岡 隆文	
	宍戸 邦夫	—	—	
議 長	—	—	—	
欠席委員	—	—	—	
出席した事務局職員	主事	實村 峻	—	—
付議事件	(1)議会だより第79号の編纂について (2)令和6年度の議会広報について			

1. 経過

【開会 8:59】

○開会挨拶

○新田委員長 開会する。

(1) 議会だより第79号の編纂について

開会する。

議会だより第79号の編纂について、10月26日開催の議会広報特別委員会において確認した修正事項の確認を行う。

【休憩 9:47～9:58】

【休憩 10:46～10:56】

決定事項は以下のとおり

- ・「取り組み」・「取組」について、名詞は「取組」、動詞は「取り組み」とする。
- ・数字の全角・半角が混ざる場合があるが、体裁重視で都度判断する。

(2) 令和6年度の議会広報について

10月30日の幹部会議での市長からの指示事項を共有。

【内容】

- ・令和6年度の当初予算のうち、議会だよりの予算は計上しない。
- ・削減理由は、議会だよりに間違いや虚偽が多いため。
- ・異議があれば2週間以内に委員長が話にくるように。

委員会で議論の結果は以下のとおり。

1. 委員会でなく議会として取り上げるべき。
2. 議長名で議運に諮問し市長に通知するべき。
3. 予算ゼロで上程される場合、増額修正をするべき。
4. 議会基本条例第16条（議会広報の充実）に基づき、広報紙発行は議会として行うべき。
5. 間違いが多いとのことだが、何が間違いなのか具体的な根拠を示すべき。

以上の意見から、議会運営委員会での協議を依頼することを決定。

○新田委員長

以上で、本日の委員会を終了する。

【閉会 12:02】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長

